

証券コード 5856

2023年6月13日

(電子提供措置の開始日2023年6月6日)

株 主 各 位

東 京 都 中 央 区 銀 座 八 丁 目 9 番 13 号

株 式 会 社 エ ル ア イ イ ー エ イ チ

代 表 取 締 役 社 長 福 村 康 廣

第19回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第19回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上での下記ウェブサイトにて「第19回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト (<https://lieh.co.jp/investment/>)

また、上記のほか、インターネット上での下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

(<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>)

上記ウェブサイトにてアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR 情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

当日ご出席されない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2023年6月28日(水曜日)午後6時(当社の営業終了時間)までに到着するよう折り返しご送付くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日時 2023年6月29日（木曜日）午後2時（受付開始 午後1時30分）
2. 場所 東京都千代田区丸の内三丁目1番1号 国際ビル8階
(当日は会場の都合により、午後1時30分以前にお越しいただいても入場はできませんのでご来場はそれ以後にお願いいたします。)
会場の詳細は末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。

3. 株主総会の目的である事項

- 報告事項 1. 第19期（自2022年4月1日 至2023年3月31日）事業報告の内容及び連結計算書類並びに計算書類報告の件
2. 会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件
第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の限度額改定の件

4. その他株主総会招集に関する事項

議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

以 上

-
1. 今回、株主総会にご出席の株主様へのお礼の品（お土産）の配布はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。
2. 当日ご出席の際には、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
3. 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している上記の各ウェブサイト
に修正内容を掲載させていただきます。

事業報告 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、コロナ禍による行動制限が緩和され、徐々に社会経済活動の正常化が進みました。景気の先行きについては、ロシア・ウクライナ情勢の長期化に伴う原材料やエネルギー価格の高騰、及び世界的な金融の引き締めを背景とした景気後退懸念などにより、依然として不透明な状況が続くものと予想されております。

このような状況の中、当社におきましては引き続きこれまでの、成長性と安定性を重視する事業ポートフォリオの構築に傾注して、注力する得意分野におけるマーケティング力を強化して優位性ある商品開発に取り組む一方、これまで以上に企業の堅固さと安全性を意識して、一層のコスト節減や経営資源の有効活用に向けた事業の再編を急ぐことといたしました。

その結果、当連結会計年度の業績は、売上高17,917百万円(前年同期比15.4%増)、営業損失21百万円(前年同期 営業利益486百万円)、経常損失52百万円(前年同期 経常利益475百万円)、親会社株主に帰属する当期純損失63百万円(前年同期親会社株主に帰属する当期純利益168百万円)となりました。

当社グループ企業のセグメントごとの経営成績は以下のとおりであります。

(食品流通事業)

当事業におきましては、ここ数年の新型コロナウイルス感染症による内食需要の高まりにより来店客数や売上は増加しておりましたが、行動制限の緩和や飲食店等の復旧とともに少しずつ落ち着いてまいりました。

業務スーパーの売上(2022年7月にオープンした春日部店を除く)は、青果・精肉に注力したことも反映して前年と比べ123百万円増加いたしました。最低賃金の上昇や値上げに伴う経費全般の増加、特に水道光熱費等の高騰による影響は大きく、営業利益では127百万円減少となりました。また、2022年5月より開始いたしました新事業部の食肉卸部門ですが、特に輸入鶏肉の高騰等もあり残念ながら赤字となり、当事業における利益は前年同期と比べると減少いたしました。

その結果、売上高14,464百万円(前年同期比21.1%増)、セグメント利益(営業利益)505百万円(前年同期比32.7%減)となりました。

(酒類製造事業)

当事業年度におきましては、新型コロナウイルスの制限活動が規制緩和により飲食店、観光産業の活性化により前年を上回る売上になる結果となりました。焼酎において樽田五作の新発売にあたりCM放送の効果もあり増加の要因となりました。清酒においては、利益率の低い金箔商品を終売としたため売上の減少となりましたが、利益確保には貢献できたと思われまます。又、輸出においては現地よりの受注状況によりますが、前年を超える結果となりました。尚、次年度においては売上増加に向け増産設備投資を行い、シンENMA、シンPrimeENMAの発売に対応できる体制を行っております。

その結果、売上高1,846百万円（前年同期比4.2%増）、セグメント利益（営業利益）は173百万円（前年同期比4.4%増）となりました。

(教育関連事業)

当事業におきましては、長引く新型コロナウイルス感染症による影響や仕入れ価格の高騰などにより、教育関連事業を取り巻く環境の先行きの見通しが難しい状況の中、学習検査教材におけるフォロー教材や塾内テストにおいても同様の教材拡充を拡販の中核とし、さらには原価や販管費のコスト見直しなどを継続的に行っておりますが、売上、利益ともに前年を下回る結果となりました。

その結果、売上高1,608百万円（前年同期比11.2%減）、セグメント損失（営業損失）183百万円（前年同期 セグメント損失（営業損失）37百万円）となりました。

(その他)

当事業におきましては、その他教育関連事業等を行っており、売上高0百万円（前年同期比28.7%減）となり、セグメント損失（営業損失）0百万円（前年同期セグメント損失（営業損失）0百万円）となりました。

事業セグメント別売上高

(単位：千円)

区 分	前連結会計年度 自 2021年4月1日 至 2022年3月31日		当連結会計年度 自 2022年4月1日 至 2023年3月31日		対前年度 増減率
	金額	構成比	金額	構成比	
食品流通事業	11,940,514	76.9%	14,464,793	80.7%	21.1%
酒類製造事業	1,768,979	11.4%	1,843,456	10.3%	4.2%
教育関連事業	1,811,754	11.7%	1,608,809	9.0%	△11.2%
その他の	1,042	0.0%	743	0.0%	△28.7%
合計	15,522,291	100.0%	17,917,802	100.0%	15.4%

(注) 上記は外部顧客に対する売上高を記載しております。

(2) 対処すべき課題

当社は、従来の経営環境の変化に対応できる多角化事業への注力方針を改め、当期からは成長性と安定性を重視する事業ポートフォリオへの再構築を図るべく、グループ会社の選択と集中に着手してまいりました。

来期におきましても、十分な管理指導が行えるようグループ会社や事業内容の集約と特化を図り、限られた経営資源の有効的・効率的活用とガバナンス、コンプライアンスを特に意識した経営に努めてまいります。

(3) 設備投資等の状況

当連結会計年度中に実施した企業集団の設備投資の総額は528百万円であり、事業セグメント別の主なものは次のとおりであります。

- ①当連結会計年度中に取得・完成した主要な設備
- | | | | | | | | |
|--------|----|--------|--------|--------|--------|--------|-----|
| 食品流通事業 | 建物 | 構築物 | 機械装置 | 車両 | 工具器具備品 | ソフトウェア | のれん |
| 酒類製造事業 | 建物 | 機械装置 | 車両 | 工具器具備品 | ソフトウェア | | |
| 教育関連事業 | 車両 | 工具器具備品 | ソフトウェア | | | | |
| 全社 | 車両 | 工具器具備品 | ソフトウェア | | | | |

- ②当連結会計年度末において継続中の主要な設備の新設、拡充
該当事項はありません。

- ③当連結会計年度中に実施した重要な固定資産の売却、撤去、滅失
該当事項はありません。

(4) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(5) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(6) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(7) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(8) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(9) 当社グループの財産及び損益の状況の推移

(単位：千円)

区 分	年 度	第16期 2020年 3月期	第17期 2021年 3月期	第18期 2022年 3月期	第19期 (当連結会計年度) 2023年 3月期
売 上 高		15,935,406	15,771,050	15,522,291	17,917,802
経常利益又は経常損失 (△)		△188,450	660,281	475,920	△52,147
親会社株主に帰属する 当期純利益又は当期純損失 (△)		△315,965	762,229	168,549	△63,459
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△)		△3円69銭	10円18銭	2円25銭	△0円85銭
総 資 産		5,195,482	5,815,223	5,588,937	6,222,166
純 資 産		2,753,708	3,545,462	3,262,330	3,059,168
1株当たり純資産額		36円77銭	47円34銭	43円56銭	40円85銭

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△) は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
2. 第18期より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、第18期以降の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

(10) 重要な子会社の状況

①重要な子会社の状況

連結子会社は下記の重要な子会社6社を含め7社であります。

会社名	所在地	資本金	議決権比率	主要な事業内容
		千円	%	
(株) ボン・サンテ	東京都葛飾区	50,000	100.0	食品・酒類の小売販売
老松酒造(株)	大分県日田市	45,000	100.0	酒類の製造及び販売
(株) 創育	東京都江東区	100,000	100.0	教育関連事業
(株) 創研	大阪市城東区	100,000	83.0	教育関連事業
(株) ウイツツ	東京都江東区	40,000	100.0	その他教育関連事業
(株)オリオンキャピタル・インベストメント	東京都江東区	100,000	100.0	損害・生命保険代理業

(注) ()内は間接所有比率であります。

②事業年度末日における特定完全子会社の状況

(単位：千円)

名称	住所	帳簿価額の合計額	当社の総資産額
老松酒造(株)	大分県日田市大字大肥大鶴町2912	1,112,106	4,037,105

(11) 主要な事業内容

当社グループは、当社及び子会社7社で構成されております。当社グループの事業内容は、次のとおりであります。

2023年3月31日現在

事業区分	主要サービス
食品流通事業	業務用食品の小売ディスカウント及び酒類の小売をしております。
酒類製造事業	焼酎及び酒類の製造販売を行っております。主カブランドとして、本格麦焼酎「閻魔」「麴屋伝兵衛」、清酒「山水」を製造しております。
教育関連事業	中学校向けテスト及び教材の制作販売を行っております。
その他	その他教育関連事業等及び損害保険代理業務等を行っております。

(12) 主要な営業所

2023年3月31日現在

事業区分	会社名	所在地
事業持株会社	株式会社エルアイイーエイチ	東京都中央区
食品流通事業	株式会社ボン・サンテ	東京都葛飾区
酒類製造事業	老松酒造株式会社	大分県日田市
教育関連事業	株式会社創育 株式会社創研	東京都江東区 大阪市城東区
その他	株式会社オリオンキャピタル・インベストメント 株式会社ウィッツ	東京都江東区 東京都江東区

(13) 従業員数

2023年3月31日現在

事業区分	従業員数 (名)	前連結会計年度末比増減 (名)
食品流通事業	64 (163)	6 (5)
酒類製造事業	39 (0)	△1 (0)
教育関連事業	51 (53)	△4 (20)
その他の他	0 (0)	0 (0)
全社	4	3
合計	158 (216)	4 (25)

(注) 1. 従業員数は就業人員であります。

2. 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の年間平均雇用人数(1日8時間換算)であります。

(14) 主要な借入先の状況

2023年3月31日現在

借入先	借入金残高(千円)
株式会社西日本シティ銀行	564,610
株式会社京葉銀行	265,855
日本政策金融公庫	23,600

(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

(訴訟)

当社は、2016年11月10日付にて原告である須田正則外10名から、当社子会社である㈱ウィッツが運営しているウィッツ青山学園高等学校で行っていた体験型スクーリング（ユニバーサルスタジオジャパンでのつり銭の計算を「数学」、バスの中での洋画鑑賞を「英語」の履修扱いにすることなど）を実施したことによりスクーリングを再度実施しなければならなくなったこと及びそれに伴い新年度募集を停止せざるを得なくなったことなどは、㈱ウィッツの親会社である当社の内部統制システム構築義務違反、任務懈怠及び不法行為であるとして損害賠償を主張しており、当社及び㈱ウィッツに対して訴訟を提起されておりました（損害賠償額 421,081千円）。

なお、当社が提起されている訴訟に関連して、2017年3月30日付にて当社子会社である㈱ウィッツを原告とし須田正則外10名に対する反訴の提起をしておりました（請求金額 283,356千円）。

上記一連の訴訟につきまして、2021年7月16日に大阪地方裁判所より、㈱ウィッツは原告である須田正則外10名に対して147,266千円を支払うようにとの判決が出されましたが、その判決の一部を不服として、当社子会社である㈱ウィッツは2021年8月3日付で大阪高等裁判所に控訴の提起をしておりました。

2022年10月28日に大阪高等裁判所より、被告（当社及び㈱ウィッツ並びに当社代表取締役である福村康廣）らは連帯して、原告（須田正則外10名）に対し211,089千円及び法定利息を支払えという判決が出されました。その判決を受け、原告らに対する損害賠償の支払いについては、当社及び株式会社ウィッツは支払総額の $\frac{2}{3}$ を連帯して支払い、当社代表取締役社長である福村康廣は支払総額の $\frac{1}{3}$ を支払うことになっていましたが、当社代表取締役社長である福村康廣より、当社及び株式会社ウィッツが負担する損害賠償金を含め、原告らに対する損害賠償金についてその全額を福村康廣個人が負担する意向を受けた結果、2023年3月期第2四半期連結会計期間末において計上しておりました訴訟損失引当金181,498千円について、その全額の戻入を行い特別利益に計上いたしました。

なお、この判決に対し当社及び㈱ウィッツは不服であることから、最高裁判所に上告及び上告受理申立てを行っております。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 300,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 74,895,451株
(自己株式8,349株を除く)
- (3) 株主数 15,350名
(前事業年度末比103名増)
- (4) 大株主の状況

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
福 村 康 廣	242,500 百株	32.37 %
福 村 京 子	34,000	4.53
株式会社山田エスクロー信託 信託口	29,500	3.93
若 林 鐵 春	11,191	1.49
品 田 守 敏	9,300	1.24
糺 英 夫	7,730	1.03
西 本 誠 治	7,400	0.98
坂 上 一 樹	6,203	0.82
前 田 喜 美 子	5,591	0.74
神 田 豊	5,000	0.66

- (注) 1. 所有株式数は、百株未満を切り捨てて表示しております。
また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。
2. 「株式会社山田エスクロー信託 信託口」名義の株式は、当社代表取締役社長である福村康廣氏が保有する当社株式を信託設定したものです。議決権については、福村康廣氏が指図権を留保しております。
これにより、福村康廣氏の持株比率は、合計で36.31%となります。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	福 村 康 廣	株式会社エス・サイエンス代表取締役社長
取締役会長	品 田 守 敏	株式会社エス・サイエンス代表取締役会長
取締役(常勤監査等委員)	福 島 寧 夫	
取締役(監査等委員)	小野沢 庸	さくら共同法律事務所勤務
取締役(監査等委員)	岩 田 篤	銀座税理士法人社員税理士

- (注) 1. 取締役品田守敏氏、小野沢庸氏及び岩田篤氏は、社外取締役であります。
 なお、当社は、小野沢庸氏及び岩田篤氏を東京証券取引所の有価証券上場規程で定める「独立役員」として、同取引所に対して届出を行っております。
2. 当社は、監査等委員会の監査・監督機能を強化し、取締役（監査等委員を除く）からの情報収集及び重要な社内会議における情報共有並びに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能とするため、福島寧夫氏を常勤の監査等委員として選定しております。

(2) 事業年度中に退任した取締役

地 位	氏 名	退任日
取 締 役	小 嶋 運	2022年 6 月 29 日
取 締 役	金 本 慶 峰	2023年 2 月 28 日
取締役(監査等委員)	新 庄 健 二	2022年 6 月 29 日
取締役(監査等委員)	荒 瀬 尊 宏	2022年 6 月 29 日

- (注) 1. 取締役小嶋運、取締役（監査等委員）新庄健二及び取締役（監査等委員）荒瀬尊宏は、任期満了による退任であります。
2. 取締役金本慶峰は、辞任による退任であります。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、現行定款において、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度額として、任務を怠ったことによる賠償責任限定契約を業務執行取締役でない取締役との間で締結することができる旨を定めており、取締役会長 品田守敏氏、取締役(監査等委員)福島寧夫氏、取締役(監査等委員)小野沢庸氏及び取締役(監査等委員)岩田篤氏との間に、損害賠償責任限定契約を締結しております。

(4) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、当社及び全ての当社子会社における全ての取締役及び監査役、並びにこれらに準ずる者を被保険者とした、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。

当該契約の内容の概要は、以下のとおりです。

- ・法律上の損害賠償金及び争訟費用に限り補填の対象としております。
- ・被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等については、補填の対象外としております。
- ・当該契約の保険料は全額当社が負担しております。

(5) 取締役の報酬等

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、決定方針という。）を2021年2月10日開催の当社取締役会において決議しております。

当社の決定方針の概要は、当社の取締役の報酬は固定報酬のみで構成されており、収益に関与する度合い、業務遂行の重要度、担う役割の大きさ、責任の範囲及び度合い等勘案して決定しております。

また、取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、当社及び当社グループ会社の収益実態及び取締役の個人別の業務遂行等から多角的な検討を行っているため、取締役会も決定方針に沿うものであると判断しております。

②取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

- ・取締役（監査等委員である取締役を除く。）

2016年6月24日開催の定時株主総会において、報酬限度枠を年額300百万円以内（うち社外取締役の報酬は年額30百万円以内）と決議されております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。

当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は2名（うち社外取締役は1名）です。

- ・監査等委員である取締役

2016年6月24日開催の定時株主総会において、報酬限度枠を年額36百万円以内とすることが決議されております。

当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名です。

③取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、取締役会の委任決議に基づき代表取締役社長である福村康廣が、取締役の個人別の報酬等の内容全部について決定しております。

この権限を委任した理由としましては、代表取締役社長である福村康廣は、長年に渡って当社及び当社グループ会社の事業に精通しており、公平性及び公正的な観点から各取締役の担当領域や職責の評価を行うには最も適しているからであります。

④取締役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の 総額 (百万円)	報酬等の種類別総額(百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動報 酬	退職慰労金	
取締役(監査等委員及 び社外取締役を除く) (うち社外取締役)	287 (12)	287 (12)	— (—)	— (—)	4 (1)
監査等委員である取締 役(うち社外取締役)	12 (6)	12 (6)	— (—)	— (—)	5 (4)

(注) 事業年度末現在の人員は、取締役(監査等委員を除く) 2名、取締役(監査等委員) 3名であります。

(6) 社外役員に関する事項

①他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

社外取締役であります品田守敏氏は、株式会社エス・サイエンスにおいて長年代表取締役会長を務めております。

資本関係については、当社は株式会社エス・サイエンスの株式を21.9%(発行済株式総数に対する所有株式数の割合)所有しています。また、社外取締役(監査等委員)については、以下のとおりであります。

小野沢庸氏は、さくら共同法律事務所に所属しております。小野沢庸氏が所属している法律事務所との間で、顧問契約があります。

岩田篤氏は、銀座税理士法人に所属しております。岩田篤氏が所属している税理士事務所との間で、顧問契約があります。

②当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	品田 守敏	当事業年度に開催された取締役会17回の全てに出席しており、上記のほか、書面決議を8回行いました。 長年の会社経営者としての専門の見地から、当社をとりまく経営環境全般に関する助言をいただけることを期待しており、必要に応じて発言を行っております。
社外取締役 (監査等委員)	小野沢 庸	社外取締役就任後に開催された取締役会14回のうち、10回出席しており、上記のほか、書面決議を8回行いました。また、監査等委員会5回の全てに出席いたしました。 弁護士としての専門の見地から当社のガバナンス向上やコンプライアンス体制の構築、維持等に関する助言をいただけることを期待しており、必要に応じて発言を行っております。
社外取締役 (監査等委員)	岩田 篤	社外取締役就任後に開催された取締役会14回のうち、10回出席しており、上記のほか、書面決議を8回行いました。また、監査等委員会5回の全てに出席いたしました。 税理士としての豊富な経験と幅広い見識から当社の企業価値の向上に大きく寄与していただけることを期待しており、必要に応じて発言を行っております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

KDA監査法人

(2) 報酬等の額

①当事業年度に係る報酬等の額25百万円

②当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額25百万円

(注) 1. 会計監査人の報酬等について監査等委員会が同意した理由

当監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査等委員全員の同意に基づき監査等委員会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

なお、監査等委員会は、会計監査人の継続監査年数等を勘案し、再任もしくは不再任の決定を行います。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社とKDA監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

また、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の規定する額であります。

5. 会社の体制及び方針（業務の適正を確保するための体制）

(1) 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するための体制

企業としての行動基準である「エルアイイーエイチグループ企業行動基準」、「コンプライアンス基本規程」及び「コンプライアンスマニュアル」を定め、当社及び当社グループの取締役及び使用人が法令、定款及び社会倫理・企業倫理規範の遵守を前提とした職務執行を行うための行動規範としております。

コンプライアンスを統括する組織として、コンプライアンス委員会及びその運営母体として、経営企画室にコンプライアンス室を設置し、コンプライアンス体制（内部統制を含む）の整備・構築、維持・強化、並びに、当社及び当社グループへの周知徹底を図っております。

また、内部監査部門として内部監査室を設置し、「内部監査規程」に基づき、監査等委員会と連携をとりながら、当社及び当社グループの内部統制の整備・運用状況を継続的に監視しております。

(2) 当社の取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社の取締役の職務の執行に係る情報・文書の取扱いは、「文書管理規程」及び「情報管理規程」に従い適切に保存及び管理（廃棄を含む）し、必要に応じて運用状況の検証、各規程等の見直しを行っております。

(3) 当社及び子会社の損失の危険の管理その他の体制

当社及び当社グループのリスクへの対応組織として、社長を委員長とするリスク管理委員会を設置し、潜在的なリスクの管理体制を構築するとともに、顕在化したリスクに対しては、迅速かつ的確な対応を行うことで、損害等の拡大を防止するために、「危機管理規程」に基づき、臨時の危機管理委員会を設置しております。

(4) 当社及び子会社の取締役の職務の執行が、効率的に行われていることを確保するための体制

当社及び当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、「取締役会規程」に基づき、月1回の定例取締役会及

び適宜に臨時取締役会を開催し、重要事項に関して迅速に的確な意思決定を行っております。

また、取締役会の決定に基づく業務執行については、「組織・職務権限規程」及び「業務分掌規程」において、それぞれの責任者及びその責任、並びに執行手続きの詳細について定めております。

(5) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

グループ各社の経営管理については、「関係会社管理規程」に基づき、同規程に定める事項について適宜承認及び報告を行う体制を構築しております。

また、グループ各社にコンプライアンス担当責任者を置き、当社の経営企画室と連携をとりながら、グループ各社における内部統制の有効性を高めております。

(6) 監査等委員がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における、当該使用人に関する体制と、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査等委員が必要とした場合、監査等委員の職務を補助すべき使用人を置くものとしています。

なお、使用人の任命、異動、評価、懲戒は、監査等委員の意見を尊重した上で行うものとし、当該使用人の取締役からの独立性を確保しています。

(7) 監査等委員会に報告をするための体制及び報告したことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、当社又は子会社に著しい損害を及ぼす事実が発生し、又は発生する虞を認めたととき、その他業務及び業績に影響を与える重要な事実を発見したとき、監査等委員会に都度報告及び情報提供を行うものとしております。

また、前記に関わらず、監査等委員はいつでも必要に応じて、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人に対して報告を求めることができます。

監査等委員会へ報告を行った当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底することとしております。

(8) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員がその職務の執行について、会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかにこれに応じることとしております。

(9) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会は、会計監査人、内部監査部門、グループ各社の監査役と情報交換に努め、連携して当社及びグループ各社の監査の実効性を確保するものとしております。

(10) 反社会的勢力の排除に向けた体制

当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは、関係を持たず、断固として対決することを企業理念及びグループ行動基準、並びにコンプライアンス基本規程に定めております。

反社会的勢力に対しては、総務部を対応部署とし、弁護士・警察等の外部専門機関と連携を図り、反社会的勢力に関する情報の収集に努め、反社会的勢力と一切の関係を遮断し、不当・不法な要求に対して毅然として排除する体制を整備しています。

(11) コンプライアンス及びガバナンスを強化するための体制

グループ全体における監視機能の強化に際し、コーポレート・ガバナンス及びコンプライアンス経営の更なる徹底が最重要課題であると考え、「コンプライアンスマネージャー」を配置し、コンプライアンス委員会の事務局として機能するとともに、コンプライアンス上重要と考えられる子会社に「コンプライアンス担当責任者」を配置しております。これら担当責任者、当社取締役及びオブザーバーを含め、当社コンプライアンス担当役員を議長とする「コンプライアンス委員会」を毎月実施することで、各種法令及び規程に則った、公平かつ公正なコンプライアンス経営の実現を目指すものとしております。

また、取締役会及び監査等委員会の活性化のため、チェック・リストを作成し、取締役会においては審議に関する具体的な評価を行い、不備事項があれば改善案を策定するとともに、記録として残すものとしております。

(12) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、上記に掲げた業務の適正を確保するための体制を整備しており、その基本方針に基づき以下の具体的な取り組みを行っております。

なお、当社は2016年6月24日付で監査等委員会設置会社に移行し、取締役会の監視・監督機能の強化、権限の委譲による迅速な意思決定並びに業務執行による経営の公正性、透明性及び効率性の向上などコーポレート・ガバナンス体制の強化を図っております。

- ①定時取締役会を月に1回、必要に応じて臨時取締役会を開催しており、取締役会には各取締役のほか、独立性を保持した監査等委員も出席し、重要な職務執行に関する意思決定を監督しております。
- ②監査等委員は、監査等委員会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、当社代表取締役社長及び他の取締役、内部監査室、会計監査人との間で意見交換を実施し、情報交換等の連携を図っております。
- ③内部監査室は、内部監査活動計画に基づき、当社の各部門の業務執行及び子会社の業務の監査、内部統制監査を実施いたしました。

6. 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、特に定めておりません。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、安定した収益力の維持と更なる成長によって、企業価値の向上を図り、配当などを通して株主の皆様への期待に応えることを基本方針としております。

なお当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としており、剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については、「取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる。」旨を定款に定めております。

一方で、投資事業等によって得られた収益を再投資することにより、収益の拡大に寄与することが、企業価値向上につながります。よって、新たな投資や事業開発等に備えるため、内部留保の充実を図ることも重要であると考えております。

当事業年度の配当につきましては、上記剰余金の配当等の決定に関する方針に則り、期末配当金を1株につき1.0円とさせていただきます。この結果、年間配当額は、1株当たり1.0円となります。

なお、期末配当金の支払開始日は2023年6月30日（金曜日）とさせていただきます。

連結貸借対照表 (2023年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	4,055,456	流動負債	2,538,600
現金及び預金	430,183	支払手形及び買掛金	1,106,960
預 け 金	290,022	短期借入金	238,000
受 取 手 形	227	1年内返済予定の長期借入金	209,232
売 掛 金	1,061,276	未 払 金	764,428
有 価 証 券	548,550	リ ー ス 債 務	443
商品及び製品	980,843	未 払 法 人 税 等	6,856
仕 掛 品	125,812	未 払 消 費 税 等	26,267
原材料及び貯蔵品	105,667	未 払 費 用	129,166
未 収 入 金	71,921	賞 与 引 当 金	4,603
そ の 他	458,336	そ の 他	52,641
貸倒引当金	△17,383	固 定 負 債	624,397
固定資産	2,166,710	長期借入金	444,833
有形固定資産	891,683	繰延税金負債	3,179
建物及び構築物	444,373	退職給付に係る負債	39,478
機械装置及び運搬具	143,029	資産除去債務	72,981
土 地	117,548	負 の の れ ん	57,277
建設仮勘定	35,000	そ の 他	6,647
そ の 他	151,731	負 債 合 計	3,162,997
無形固定資産	20,417	(純資産の部)	
ソフトウエア	16,780	株 主 資 本	3,048,494
そ の 他	3,637	資 本 金	100,000
投資その他の資産	1,254,608	資 本 剰 余 金	2,189,522
投資有価証券	723,208	利 益 剰 余 金	759,853
敷 金	201,437	自 己 株 式	△881
出資金及び保証金	185,717	その他の包括利益累計額	10,674
長期貸付金	147,624	その他有価証券評価差額金	10,674
破産更生債権等	4,468	純 資 産 合 計	3,059,168
そ の 他	31,984	負 債 純 資 産 合 計	6,222,166
貸倒引当金	△39,832		
資 産 合 計	6,222,166		

連結損益計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	17,917,802
売上原価	14,634,669
売上総利益	3,283,132
販売費及び一般管理費	3,304,226
営業外損失	21,093
営業外収益	
受取利息	876
受取配当金	158
有価証券運用益	1,080
受取賃貸料	29,472
負債のれん償却額	12,844
その他	10,660
営業外費用	55,092
支払利息	7,610
持分法による投資損失	39,207
不動産賃貸費用	28,800
租税	5,327
その他	5,201
経常損失	86,147
特別利益	52,147
受取和解金	50,000
訴訟損失引当金戻入額	186,242
特別損失	236,242
減損損失	156,941
訴訟関連損失	5,000
税金等調整前当期純利益	161,941
法人税、住民税及び事業税	22,152
法人税等調整額	7,619
当期純損失	77,993
親会社株主に帰属する当期純損失	85,612
	63,459
	63,459

連結株主資本等変動計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	100,000	2,189,522	973,104	△880	3,261,747
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△149,790		△149,790
親会社株主に帰属する 当期純損失 (△)			△63,459		△63,459
自己株式の取得				△1	△1
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)					
当 期 変 動 額 合 計	—	—	△213,250	△1	△213,252
当 期 末 残 高	100,000	2,189,522	759,853	△881	3,048,494

(単位：千円)

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括 利益累計額合計	
当 期 首 残 高	583	583	3,262,330
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当			△149,790
親会社株主に帰属する 当期純損失 (△)			△63,459
自己株式の取得			△1
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	10,090	10,090	10,090
当 期 変 動 額 合 計	10,090	10,090	△203,161
当 期 末 残 高	10,674	10,674	3,059,168

連 結 注 記 表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 7社

主要な連結子会社の名称

株式会社ボン・サンテ

老松酒造株式会社

株式会社創育

株式会社創研

株式会社ウィッツ

株式会社オリオンキャピタル・インベストメント

(2) 非連結子会社名

有限会社今井商店

有限会社カネオク

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社2社は、いずれも小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純利益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社数 1社

会社等の名称

株式会社エス・サイエンス

(2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の会社等の名称

有限会社今井商店

有限会社カネオク

持分法を適用しない理由

非連結子会社2社は、それぞれ当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

イ. 売買目的有価証券

時価法（売却原価は移動平均法により算定）

ロ. その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

②棚卸資産

通常の販売目的で保有する棚卸資産

イ. 評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

ロ. 各棚卸資産の評価方法は、セグメントごとに以下の方法によっております。

・商品、製品、仕掛品…酒類製造事業

総平均法

・商品…食品流通事業

総平均法

・商品、製品…教育関連事業

先入先出法（ただし、一部商品については移動平均法）

・仕掛品…教育関連事業

総平均法

・原材料及び貯蔵品…酒類製造事業

先入先出法

・貯蔵品…教育関連事業

最終仕入原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

（食品流通事業）

定率法を採用しております。（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。）

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 3～40年

その他 2～20年

(酒類製造事業)

定率法を採用しております。(ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備は除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。)

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 7～50年

その他 2～20年

(教育関連事業)

定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 10～23年

その他 2～15年

②無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とし残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については個別に回収可能性を検討して、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員の賞与の支払いに備えるため、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

①食品流通事業

業務スーパーとして生鮮食料品、乾物及び酒類を小売販売する業務を行っており、当該商品を外部顧客に提供する義務を負っております。

当該履行義務は当該商品の支配が移転した時点で、充足されると判断して

おります。そのため同商品が引き渡される時点で、当該履行義務が充足されると判断し、この時点で収益を認識しております。

②酒類製造事業

焼酎、清酒及びリキュールといった酒類を製造販売する業務を行っており、当該酒類製品を卸売業者及び小売業者といった顧客に提供する義務を負っております。

当該履行義務は酒類製品の支配が移転した時点で、充足されると判断しております。そのため同製品が出荷される時点で、当該履行義務が充足されると判断し、この時点で収益を認識しております。

③教育関連事業

会場テスト関連業務及び学校・塾向けに教材を製作販売する業務を行っており、模擬テストの実施・採点・結果通知義務及び学習参考書といった教育関連出版物を顧客に提供する義務を負っております。

前者の会場テスト関連業務は、模擬テストを実施し、採点した後に採点結果を顧客に通知した時点で、履行義務が充足されると判断しております。そのため採点結果を通知した時点で、当該履行義務が充足されると判断し、この時点で収益を認識しております。

後者の教材の製作販売業務は、教育出版物の支配が顧客に移転した時点で、履行義務が充足されると判断しております。そのため同出版物が出荷される時点で、当該履行義務が充足されると判断し、この時点で収益を認識しております。

(5) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

①のれんの償却方法及び償却期間

のれん償却については個別案件ごとに判断し、20年以内の合理的な年数で均等償却をしております。その他合理的な年数が見積もれないものは、5年間で均等償却をしております。ただし、金額が僅少である場合には、一時に償却をしております。

②退職給付に係る会計処理の方法

連結子会社株式会社ボン・サンテ及び株式会社創研は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

③グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

(会計上の見積りに関する注記)

固定資産の減損

①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(単位：千円)

	当連結会計年度
有形固定資産	891,683
無形固定資産	20,417
減損損失	156,941

②その他見積りの内容に関する理解に資する情報

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として管理会計上の区分（事業別）ごとに減損の兆候の有無を判定しております。

減損の兆候の把握においては、営業損益が継続してマイナスとなっているか、又は、継続してマイナスとなる見込みであるか、資産又は資産グループの市場価格が著しく下落しているか等について検討しております。また、減損損失を認識するかどうかの判定においては、資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって行い、資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、減損損失を認識しております。

翌連結会計年度以降の営業損益の見積りや割引前将来キャッシュ・フローの総額の見積りは、過去の実績や市場環境を反映して不確実性も考慮した事業計画を基礎としております。

今後の経営環境の変化等の要因により、これらの見積りにおいて用いた仮定の見直しが必要となった場合、翌連結会計年度以降の固定資産の減損損失の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

有形固定資産の減価償却累計額 3,278,834千円

(注) 上記金額には、減損損失累計額が含まれております。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末日における発行済株式の総数 普通株式 74,903,800株

2. 自己株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数
普通株式(千株)	8	0	-	8

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加は、単元未満株式の買取請求による増加0千株であります。

3. 剰余金の配当に関する事項

当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2022年6月29日 定時株主総会	普通株式	149,790千円	2円00銭	2022年3月31日	2022年6月30日

当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当の 原資	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2023年6月29日 定時株主総会	普通株式	利益 剰余金	74,895千円	1円00銭	2023年3月31日	2023年6月30日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場有価証券については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金の使途は運転資金（主として短期）及び設備投資資金（長期）であり、デリバティブ取引を実施する場合は金融商品運用基準に従い、実需の範囲で行うこととしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日（当連結会計年度の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、「現金及び預金」、「預け金」、「受取手形」、「売掛金」、「短期貸付金（流動資産その他）」、「支払手形及び買掛金」、「短期借入金」、「未払金」及び「未払費用」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額 (※)	時価 (※)	差額
(1) 長期貸付金	147,624	147,482	△141
(2) 有価証券及び投資有価証券 (注3)			
売買目的有価証券	548,550	548,550	—
その他有価証券	1,850	1,850	—
関係会社株式	717,596	776,429	58,832
(3) 敷金	201,437	165,624	△35,813
(4) 保証金	180,073	173,216	△6,857
(5) 長期借入金（1年内返済予定の 長期借入金を含む）	(654,065)	(650,090)	(△3,974)
(6) リース債務（短期）	(443)	(442)	(△0)

(注) 1 負債に計上されているものについては、() で示しております。

2 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①（１）長期貸付金

長期貸付金の時価は、その将来キャッシュ・フローと国債の利回り等適切な指標を基礎とした利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

②（２）有価証券及び投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

③（３）敷金及び（４）保証金

これらの時価は、その将来キャッシュ・フローと国債の利回り等適切な指標を基礎とした利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

④（５）長期借入金（１年内返済予定の長期借入金を含む）及び（６）リース債務（短期）

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

3 市場価格のない株式等は、時価の開示対象とはしておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

非上場株式 (3,761千円) 及び出資金 (5,643千円)

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント				その他	合計
	食品流通事業	酒類製造事業	教育関連事業	計		
地域別						
日本	14,464,793	1,727,092	1,580,830	17,772,716	743	17,773,459
その他	-	116,364	27,978	144,342	-	144,342
顧客との契約から生じる収益	14,464,793	1,843,456	1,608,809	17,917,058	743	17,917,802
その他の収益	-	-	-	-	-	-
外部顧客への売上高	14,464,793	1,843,456	1,608,809	17,917,058	743	17,917,802

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等) 4. 会計方針に関する事項 (4) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|--------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 40円85銭 |
| 2. 1株当たり当期純損失 | 0円85銭 |

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

当社は、2016年11月10日付にて原告である須田正則外10名から、当社子会社である㈱ウィッツが運営しているウィッツ青山学園高等学校で行っていた体験型スクーリング（ユニバーサルスタジオジャパンでのつり銭の計算を「数学」、バスの中での洋画鑑賞を「英語」の履修扱いにすることなど）を実施したことによりスクーリングを再度実施しなければならなくなったこと及びそれに伴い新年度募集を停止せざるを得なくなったことなどは、㈱ウィッツの親会社である当社の内部統制システム構築義務違反、任務懈怠及び不法行為であるとして損害賠償を主張しており、当社及び㈱ウィッツに対して訴訟を提起されておりました（損害賠償額 421,081千円）。

なお、当社が提起されている訴訟に関連して、2017年3月30日付にて当社子会社である㈱ウィッツを原告とし須田正則外10名に対する反訴の提起をしておりました（請求金額 283,356千円）。

上記一連の訴訟につきまして、2021年7月16日に大阪地方裁判所より、㈱ウィッツは原告である須田正則外10名に対して147,266千円を支払うようにとの判決が出されましたが、その判決の一部を不服として、当社子会社である㈱ウィッツは2021年8月3日付で大阪高等裁判所に控訴の提起をしておりました。

2022年10月28日に大阪高等裁判所より、被告（当社及び㈱ウィッツ並びに当社代表取締役である福村康廣）らは連帯して、原告（須田正則外10名）に対し211,089千円及び法定利息を支払えという判決が出されました。その判決を受け、原告らに対する損害賠償の支払いについては、当社及び株式会社ウィッツは支払総額の2/3を連帯して支払い、当社代表取締役社長である福村康廣は支払総額の1/3を支払うことになっていましたが、当社代表取締役社長である福村康廣より、当社及び株式会社ウィッツが負担する損害賠償金を含め、原告らに対する損害賠償金についてその全額を福村康廣個人が負担する意向を受けた結果、2023年3月期第2四半期連結会計期間末において計上しておりました訴訟損失引当金181,498千円について、その全額の戻入を行い特別利益に計上いたしました。

なお、この判決に対し当社及び㈱ウィッツは不服であることから、最高裁判所に上告及び上告受理申立てを行っております。

貸借対照表 (2023年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,896,445	流動負債	722,325
現金及び預金	28,751	買掛金	603
預け金	290,022	1年内返済予定の長期借入金	33,324
関係会社売掛金	186,343	未払金	663,015
有価証券	548,550	未払費用	460
前払費用	14,027	未払法人税等	1,616
短期貸付金	72,906	前受金	1,634
関係会社短期貸付金	902,000	預り金	21,670
未収入金	29,596	固定負債	139,896
その他	111,332	長期借入金	25,021
貸倒引当金	△287,085	繰延税金負債	2,858
固定資産	2,140,660	関係会社事業損失引当金	92,738
有形固定資産	211,007	資産除去債務	19,279
建物	38,986	負債合計	862,221
車両運搬具	97,452	(純資産の部)	
工具、器具及び備品	10,442	株主資本	3,174,884
土地	64,125	資本金	100,000
無形固定資産	5,386	資本剰余金	2,189,522
ソフトウェア	5,386	資本準備金	45,363
投資その他の資産	1,924,266	その他資本剰余金	2,144,159
投資有価証券	74	利益剰余金	886,243
関係会社株式	1,885,721	その他利益剰余金	886,243
出資金	3,733	繰越利益剰余金	886,243
関係会社長期貸付金	822,214	自己株式	△881
その他	49,153	評価・換算差額等	△0
貸倒引当金	△836,630	その他有価証券評価差額金	△0
資産合計	4,037,105	純資産合計	3,174,884
		負債純資産合計	4,037,105

損益計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	591,135
売上原価	18,135
売上総利益	572,999
販売費及び一般管理費	527,902
営業利益	45,096
営業外収益	
受取利息	873
有価証券運用益	1,080
貸倒引当金戻入額	20,972
その他	1,020
営業外費用	
支払利息	879
その他	2,786
経常利益	65,376
特別利益	
関係会社事業損失引当金戻入額	184,377
受取和解金	50,000
特別損失	
貸倒引当金繰入額	273,083
訴訟関連損失	5,000
税引前当期純利益	21,670
法人税、住民税及び事業税	35,338
法人税等調整額	35,574
当期純損失	49,242

株主資本等変動計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資本金	資 本 剰 余 金		
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資本剰余金合計
当 期 首 残 高	100,000	45,363	2,144,159	2,189,522
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				
当 期 純 損 失 (△)				
自 己 株 式 の 取 得				
株主資本以外の項目 の当期変動額 (純額)				
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	-
当 期 末 残 高	100,000	45,363	2,144,159	2,189,522

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
	そ の 他 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計		
	繰 越 利 益 剰 余 金			
当 期 首 残 高	1,085,277	1,085,277	△880	3,373,919
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当	△149,790	△149,790		△149,790
当 期 純 損 失 (△)	△49,242	△49,242		△49,242
自 己 株 式 の 取 得			△1	△1
株主資本以外の項目 の当期変動額 (純額)				
当 期 変 動 額 合 計	△199,033	△199,033	△1	△199,035
当 期 末 残 高	886,243	886,243	△881	3,174,884

(単位：千円)

	評価・換算差額等	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	
当期首残高	△0	3,373,919
当期変動額		
剰余金の配当		△149,790
当期純損失(△)		△49,242
自己株式の取得		△1
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	△0	△0
当期変動額合計	△0	△199,035
当期末残高	△0	3,174,884

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券

イ. 売買目的有価証券

時価法（売却原価は移動平均法により算定）

ロ. 子会社株式

移動平均法による原価法

ハ. その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

イ. 建物 8～18年

ロ. 工具、器具及び備品 2～20年

ハ. 車両運搬具 6年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とし残存価額を零として算定する定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については個別に回収可能性を検討して、回収不

能見込額を計上しております。

(2) 関係会社事業損失引当金

関係会社の事業に伴う損失に備えるため、当社が負担することとなる損失見込額を算定し計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

当社は子会社への経営指導を業務として行っております。当該業務は子会社に対して指導・助言等を行うことが履行義務であり、当社の履行義務は、一定の期間にわたり充足されるため、時の経過に応じて収益を認識しております。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

(会計上の見積りに関する注記)

関係会社融資の評価

①当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：千円)

	当事業年度
関係会社短期貸付金	902,000
関係会社長期貸付金	822,214
上記に係る貸倒引当金	1,109,299
関係会社事業損失引当金	92,738

②その他見積りの内容に関する理解に資する情報

関係会社貸付金については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額について貸倒引当金を計上しております。また、関係会社が債務超過の状況にあり、かつ当該債務超過額が債権金額を超える場合に、当社が負担することとなる損失見込額を関係会社事業損失引当金として計上しております。

今後、実際の市場状況等が経営者による見積りと異なった場合は、関係会社貸付金に対する貸倒引当金並びに関係会社事業損失引当金の計上による追加の損失が発生し、翌事業年度の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 保証債務

下記の会社の商品仕入について、債務保証を行っております。

株ボン・サンテ	商品仕入	443,483千円
---------	------	-----------

また、当社子会社の金融機関からの借入及び取引先に対する仕入債務に係る当社取締役及び当社子会社取締役の連帯保証について再保証をしております。

再保証総額		37,667千円
-------	--	----------

2. 有形固定資産の減価償却累計額

50,428千円

(注) 上記金額には減損損失累計額が含まれております。

3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

区分表示されたもの以外で当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務の金額は、次のとおりであります。

短期金銭債権	104,985千円
--------	-----------

短期金銭債務	61,229千円
--------	----------

長期金銭債権	1,646千円
--------	---------

4. 取締役に対する金銭債権

短期金銭債権	72,906千円
--------	----------

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

区分表示されたもの以外で当該関係会社に対する取引高の金額は、次のとおりであります。

営業取引による取引高 (売上高)	591,135千円
------------------	-----------

営業取引以外の取引高 (営業外収益)	20,972千円
--------------------	----------

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当 事 業 年 度 期 首 株 式 数	当 事 業 年 度 増 加 株 式 数	当 事 業 年 度 減 少 株 式 数	当 事 業 年 度 末 株 式 数
普通株式(千株)	8	0	-	8

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加は、単元未満株式の買取請求による増加0千株であります。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(1) 繰延税金資産

税務上の繰越欠損金	436,501千円
関係会社株式評価損	561,003千円
関係会社事業損失引当金	13,938千円
貸倒引当金	287,671千円
投資有価証券評価損	89,746千円
その他	5,622千円
繰延税金資産小計	1,394,484千円
評価性引当額	△1,394,484千円
繰延税金資産合計	-千円
繰延税金負債との相殺額	-千円
計	-千円

(2) 繰延税金負債

資産除去債務に対応する除去費用	2,858千円
繰延税金負債小計	2,858千円
繰延税金資産との相殺額	-千円
繰延税金負債合計	2,858千円

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円) (注5)	科目	期末残高 (千円)
子会社	株式会社 ボン・サ ンテ	東京都 葛飾区	50,000	食品流通 事業	100.0	食品流通事業 を運営する子 会社 役員の兼任	経営指導料 (注4)	480,000	関係会社売 掛金	186,000
							受取賃貸料	10,478	前受金	817
							資金の貸付 (注1)	300,000	関係会社 短期貸付金 (注3)	300,000
							受取利息 (注1)	4,419	—	—
							債務保証 (注2)	443,483	—	—
							資金の一時立替	27,000	そ の 他 (立替金)	27,000
子会社	老松酒造 株式会社	大分県 日田市	45,000	酒類製造 事業	100.0	酒類製造事業 を運営する子 会社 役員の兼任	経営指導料 (注4)	45,000	—	—
							資金の一時立替	50,000	そ の 他 (立替金)	50,000
							受取賃貸料	8,916	前受金	817
							資金の貸付 (注1)	277,000	関係会社 短期貸付金 (注3)	257,000
							資金の貸付 (返済額) (注1)	20,000	—	—
							受取利息	341	関係会社売 掛金	341
子会社	株式会 社創育	東京都 江東区	100,000	教育関 連事業	100.0	教育事業を 運営する子 会社 役員の兼任	資金の貸付 (注1)	220,000	関係会社 短期貸付金 (注3)	310,000
							資金の貸付 (返済額) (注1)	400,000	関係会社 長期貸付金 (注3)	550,000
							受取利息 (注1)	20,264	—	—
							受取賃貸料	8,804	—	—
							コンテンツ 制作委託 (注5)	13,522	買掛金	457

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円) (注5)	科目	期末残高 (千円)
子会社	株式会社 創研	大阪市 城東区	100,000	教育 関 連事業	83.0	教育事業を運 営する子会社	資金の貸付 (注1)	115,000	関係会社 短期貸付金 (注3)	35,000
							資金の貸付 (返済額) (注1)	100,000	—	—
							受 取 利 息 (注1)	761	関係会社 売 掛金 その他 (長期未収 入金) (注3)	1 1,500
							経営指導料 (注4)	—	その他 (長期未収 入金) (注3)	146
子会社	株式会社 ウィッツ	東京都 江東区	40,000	その他	100.0	その他教育関 連事業を運営 する子会社	資金の貸付 (注1)	848	関係会社 長期貸付金 (注3)	202,214
							資金の貸付 (返済額) (注1)	3,821	—	—
子会社	株式会社 オリオン キャピタル・イン ベストメン ト	東京都 江東区	100,000	その他	100.0	その他の事業 を運営する子 会社	資金の貸付 (注1)	—	関係会社 長期貸付金 (注3)	70,000

取引条件及び取引条件の決定方針

(注1) 資金の貸付については、市場金利を勘案し利率を合理的に決定しております。

(注2) 取引先との買掛金等に対して、当社が債務保証を行っております。

なお、債務保証に対して保証料の支払及び担保の提供はありません。

(注3) 子会社各社に対する貸付金及びその他（長期未収入金）に対して、合計1,110,945千円の貸倒引当金を計上しております。

なお、この貸倒引当金について、当期に貸倒引当金戻入額を20,972千円計上し、貸倒引当金繰入額を273,083千円計上しております。

(注4) 経営指導料は子会社各社から、売上、経営指導料控除前営業利益、買取価額、従業員数等を基準とした一定割合を収受しております。

(注5) 制作委託金額については、双方協議のうえ合理的に決定しております。

2. 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
役員	福村 康廣	—	—	当社代表取締役社長	(36.31)	—	子会社の債務への個人保証への保証(注1)	14,067	—	—
							資金の貸付(注2)	276,366	短期貸付金	72,906

取引条件及び取引条件の決定方針

(注1) 子会社の株式会社ボン・サンテの債務14,067千円を保証しております。また、福村康廣氏の子会社に対する債務保証を当社が債務保証を行っております。なお、当該債務保証に対する保証料の授受はありません。

(注2) 資金の貸付については、市場金利を勘案し利率を合理的に決定しております。

(収益認識に関する注記)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「(重要な会計方針に係る事項に関する注記) 4. 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(1株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|--------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 42円39銭 |
| 2. 1株当たり当期純損失 | 0円66銭 |

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

当社は、2016年11月10日付にて原告である須田正則外10名から、当社子会社である㈱ウィッツが運営しているウィッツ青山学園高等学校で行っていた体験型スクーリング（ユニバーサルスタジオジャパンでのつり銭の計算を「数学」、バスの中での洋画鑑賞を「英語」の履修扱いにすることなど）を実施したことによりスクーリングを再度実施しなければならなくなったこと及びそれに伴い新年度募集を停止せざるを得なくなったことなどは、㈱ウィッツの親会社である当社の内部統制システム構築義務違反、任務懈怠及び不法行為であるとして損害賠償を主張しており、当社及び㈱ウィッツに対して訴訟を提起されておりました（損害賠償額 421,081千円）。

なお、当社が提起されている訴訟に関連して、2017年3月30日付にて当社子会社である㈱ウィッツを原告とし須田正則外10名に対する反訴の提起をしておりました（請求金額 283,356千円）。

上記一連の訴訟につきまして、2021年7月16日に大阪地方裁判所より、㈱ウィッツは原告である須田正則外10名に対して147,266千円を支払うようにとの判決が出されましたが、その判決の一部を不服として、当社子会社である㈱ウィッツは2021年8月3日付で大阪高等裁判所に控訴の提起をしておりました。

2022年10月28日に大阪高等裁判所より、被告（当社及び㈱ウィッツ並びに当社代表取締役である福村康廣）らは連帯して、原告（須田正則外10名）に対し211,089千円及び法定利息を支払えという判決が出されました。その判決を受け、原告らに対する損害賠償の支払いについては、当社及び株式会社ウィッツは支払総額の2/3を連帯して支払い、当社代表取締役社長である福村康廣は支払総額の1/3を支払うことになっていましたが、当社代表取締役社長である福村康廣より、当社及び株式会社ウィッツが負担する損害賠償金を含め、原告らに対する損害賠償金についてその全額を福村康廣個人が負担する意向を受けた結果、2023年3月期第2四半期連結会計期間末において計上しておりました訴訟損失引当金181,498千円について、その全額の戻入を行い特別利益に計上いたしました。

なお、この判決に対し当社及び㈱ウィッツは不服であることから、最高裁判所に上告及び上告受理申立てを行っております。

独立監査人の監査報告書

2023年5月31日

株式会社エルアイイーエイチ
取締役会 御中

K D A 監 査 法 人

東京都中央区

指 定 社 員 公 認 会 計 士 関 本 享
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 毛 利 優
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社エルアイイーエイチの2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エルアイイーエイチ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2023年 5月31日

株式会社エルアイイーエイチ
取締役会 御中

K D A 監 査 法 人

東京都中央区

指 定 社 員 公認会計士 関 本 享
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 毛 利 優
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社エルアイイーエイチの2022年4月1日から2023年3月31日までの第19期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査報告書

当監査等委員会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第19期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人KDA監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人KDA監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月31日

株式会社エルアイイーエイチ 監査等委員会

監査等委員 福島 寧夫 ㊟

監査等委員 小野 沢 庸 ㊟

監査等委員 岩田 篤 ㊟

(注)監査等委員小野沢 庸と岩田 篤は、各々いずれも会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は事業の成長、拡大による企業価値の向上を最重要課題として認識するとともに、株主の皆様への利益還元を経営上の重要課題のひとつと考えております。

当期の期末配当につきましては、当期の業績及び今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金1.0円 総額74,895,451円

なお、当期は中間配当を実施しておりません。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2023年6月30日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（2名）は本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況並びに 当社における地位及び担当	所有する 当社株式の数
1	ふくむらやすひろ 福村康廣 (1956年8月26日生)	2003年5月 株式会社修学社代表取締役社長 2003年6月 株式会社ウイン代表取締役社長 2004年6月 株式会社東京理化学工業所代表取締役社長 2004年10月 当社代表取締役社長 2005年6月 株式会社エス・サイエンス代表取締役副社長 2007年1月 同社取締役副社長 2012年6月 当社代表取締役社長（現任） 2022年2月 株式会社エス・サイエンス代表取締役社長（現任） （選任理由） 長年にわたる当社及び当社子会社での経営者としての豊富な経験に基づき、事業成長と企業業績向上に向けたグループ戦略の実現を図るとともに、グループ全体の監督を適切に行っていただけたものと判断しております。	24,250,000株

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況並びに 当社における地位及び担当	所有する 当社株式の数
2	しな だ もり とし 品 田 守 敏 (1940年8月28日生)	<p>1995年3月 志村化工株式会社（現株式会社エス・サイエンス）取締役</p> <p>2001年10月 同社代表取締役副社長</p> <p>2003年6月 株式会社エス・サイエンス代表取締役社長</p> <p>2009年5月 同社代表取締役会長（現任）</p> <p>2012年6月 当社取締役会長（現任）</p> <p>（選任理由及び期待される役割の概要） 株式会社エス・サイエンスにおいて長年代表取締役を務めていることから、品田守敏氏によりグループ経営の監視、監督機能が強化されるとともに、経営に関する助言をいただけることを期待しております。</p>	930,000株

- (注) 1. 取締役候補者であります福村康廣氏は、事業報告の会社の株式に関する事項に記載のとおり、上記以外に議決権を有する株式を2,950,000株保有しております。この株式は、株式会社山田エスクロー信託に信託されているもので、議決権については、福村康廣氏が指図権を留保しております。
2. 品田守敏氏は、社外取締役候補者であります。品田守敏氏には、長年の会社経営を経験を生かし、当社及び当社グループの経営に関して全般的な助言をいただけることを期待しております。
3. 品田守敏氏は、現在当社の社外取締役であり、その在任期間は、本総会終結の時をもって11年となります。
4. 当社は、品田守敏氏との間で会社法第427条第1項の規定により、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度額として、任務を怠ったことによる損害賠償責任限定契約を締結しております。品田守敏氏が再任された場合、当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求された場合、法律上の損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約により補填することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
6. 取締役候補者であります福村康廣氏は、子会社株式会社ボン・サンテの債務14,067千円を保証しております。また、福村康廣氏の子会社に対する債務保証を当社が債務保証を行っております。
- なお、債務保証に対して保証料の支払及び担保の提供はありません。

第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

本総会の終結の時をもって、監査等委員である取締役福島寧夫氏が任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しては、当社の監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況並びに 当社における地位及び担当	所有する 当社株式の数
ふくしまやすお 福島 寧夫 (1954年2月4日生)	2006年7月 株式会社ヒューネット入社 2008年4月 当社入社 2014年10月 当社内部監査室 2017年6月 当社取締役（監査等委員）（現任） （選任理由） 2014年10月より当社にて内部統制を経験し当社及びグループ会社の業務内容を把握していることから、監査等委員として引き続き職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。	一株

- (注) 1. 当社は、福島寧夫氏との間で会社法第427条第1項の規定により、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度額として、任務を怠ったことによる損害賠償責任限定契約を締結しております。福島寧夫氏が再任された場合、当該契約を継続する予定であります。
2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求された場合、法律上の損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約により補填することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
3. 福島寧夫氏と当社の間には、特別な利害関係はありません。

【ご参考】当社社外取締役の独立性基準

当社の独立社外取締役及び独立社外取締役候補者は、当社が定める以下の独立性基準を満たすものとする。

1. 当社グループの関係者
当社及び当社の子会社（財務諸表等規則第8条第3項に規定する子会社）（以下「当社グループ」という。）の取締役（社外取締役を除く。）、監査役（社外監査役を除く。）、又は使用人でないこと。
2. 当社の10%以上の議決権を有する株主でないこと。株主が法人等である場合は、当該法人等の取締役でないこと。
3. 取引先関係者
 - ①当社グループとの間で、当社連結売上高2%以上に相当する金額の取引がある取引先の取締役でないこと。
 - ②当社グループの主要な借入先（当社連結総資産の2%以上に相当する金額の借入先）である金融機関の取締役でないこと。
 - ③当社グループが議決権ベースで10%以上の株式を保有する企業等の取締役でないこと。
4. 当社グループの会計監査人である監査法人に所属する公認会計士でないこと。
5. 弁護士、公認会計士、税理士又はその他コンサルタント（以下「専門家等」という。）として、当社グループから役員報酬以外に、多額(※)の金銭その他の財産を得ている者でないこと。
6. その他
 - ①上記1～5に掲げる者の2親等内の親族でないこと。

②当社グループとの間で、役員が相互就任している会社の取締役でないこと。

(※)多額とは、当該専門家等の個人又は所属する法人等が当社グループから收受している対価の額の合計額が、当該個人又は法人等の年間総収入金額の2%以上となる額をいう。

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の限度額改定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の限度額は、2016年6月24日開催の定時株主総会において、年額300百万円以内（うち社外取締役の報酬は年額30百万円以内）とご承認いただき今日に至っておりますが、当社は教育関連事業、酒類製造事業の分野で大改革を断行し、教育関連事業に関しましては、現在、東京・神奈川で実施している模擬テストを全国各地で展開し、売上・利益ともに増加を目指し、酒類製造事業に関しましては、今年4月からシンENMA、シンPrimeENMAについて、大々的にコマースを行いながら販売を強化していき、売上・利益ともに増加を目指すなど、今までの概念を覆すような戦力を行使し、世の中に役立つ会社作りを目指します。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の限度額を年額3,000百万円以内（うち社外取締役の報酬は年額30百万円以内）と変更させていただきたいと存じます。なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の限度額には、従来通り使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたしたいと存じます。

現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は2名（うち社外取締役1名）であります。第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件」が原案どおり承認可決されますと取締役（監査等委員である取締役を除く。）は2名（うち社外取締役1名）となります。

以 上

株主総会会場ご案内図



※新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため、株主総会当日のご来場をなるべくお控えいただきたくお願いを申し上げます。
 今回、株主総会にご出席の株主様へのお礼の品（お土産）の配布はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

○場所 東京都千代田区丸の内三丁目1番1号
 国際ビル8階
 会場名：日本倶楽部

○交通 東京メトロ日比谷線 「日比谷」駅 下車徒歩5分
 東京メトロ有楽町線 「有楽町」駅 下車徒歩2分
 東京メトロ千代田線 「日比谷」駅又は「二重橋」駅 下車徒歩5分
 都営地下鉄三田線 「日比谷」駅 下車徒歩2分
 JR山手線 「有楽町」駅 東京国際フォーラム口 下車徒歩4分